

排水設備を設置するにあたって

1. 排水管

- ① 工事の施工については、松阪市排水設備指定業者とする。
- ② 排水管の材料は、水質・布設場所の状況を考慮して定めるものとします。
- ③ 施工は、管材に適した方法とします。
- ④ 排水管の土かぶりは、20cm以上とする。

2. 汚水ます

- ① 汚水ますの形状は、内径15cm以上の円形、角型とする。
- ② 構造は、水密性、耐久性のあるもので、清掃に支障のないもの。
- ③ 起点、合流点、屈曲点、中間点には、管理上必要なますを設置する。
- ④ 排水管の直線部において、延長が長くなる場合は、排水管の120倍以下の間隔で、中間ますを設置する。
- ⑤ 浴場、台所、洗面場等の流出口には、固形物の流下を阻止するためのゴミ取りますを設置する。（目皿トラップ、分離マス）
- ⑥ 油脂類等の排水機能を妨げる物質を排水する場合は、阻集器を設置する。

3. 排水設備

- ① 水洗便所に設置する便器、及び付属器具は、洗浄・排水・封水等の機能を保持したものとする。
- ② 浴場、台所、洗面場等、排水管に直接配管する箇所には、臭気、衛生害虫等の侵入を阻止することのできるトラップを設置する。
- ③ 維持管理の容易なものとする。